

墨 田 区 告 示 第 4 1 4 号

下記の者に係る区税に係る書類は、その住所、居所、事務所及び事業所がともに明らかでなく、送達することができないため、地方税法第20条の2及び墨田区特別区税条例第6条の規定に基づき、公示する。

なお、本書類は、区民部税務課に保管しているので、送達を受けるべき者の申出があった場合は、いつでもこれを交付する。

令和 8 年 9 月 2 日

墨田区長 山 本 亨

記

	管理番号	氏名	備考
1	1-3	濱本 剛	国税徴収法による通知

【担当】

墨田区区民部税務課

0 3 - 5 6 0 8 - 6 1 4 6